

業務委託契約書（案）

- 1 業務の名称 令和7～8年度真岡市水処理センター他2施設維持管理業務委託
- 2 履行場所 真岡市水処理センター(栃木県真岡市八木岡 1309)
二宮水処理センター(栃木県真岡市久下田 2140)
日本下水道事業団技術開発実験センター(栃木県真岡市八木岡 1309-2)
- 3 履行期間 自 令和 7年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日
- 4 業務委託料 ¥ _____ . —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ _____ . —)

5 債務負担行為に係る契約

各年度における業務委託料の支払の予定額は、次のとおりとする。

令和 7年度 円
令和 8年度 円

6 契約保証金 要

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住 所 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号 湯島台ビル
氏 名 日本下水道事業団
契約職 東日本本部長 渡辺 志津男 印

受託者 住 所
会社名
氏 名

印

(総 則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に定めるもののほか、別冊の一般仕様書、特記仕様書（以下「一般仕様書等」という。）に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内において、業務を履行しなければならない。

2 前項の一般仕様書等に明示されていないもの、又はその間に相互符号しないものがある場合には、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(法令の遵守)

第2条 受託者は、下水道法（昭和34年法律第79号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の関係法令を遵守して業務を処理しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第3条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(委託料)

第4条 委託者は、受託者に対し、業務の対価として委託料を支払う。

2 委託料は、毎月払いとし、その支払額は、各年度4月から2月までの11か月については頭書5の各年度の支払の予定額のうち、12分の1に0.9を乗じたものを上限とする。ただし、その額に端数が生じたときは、各年度末に精算するものとする。

3 前項に定める支払いの予定額は、委託料から特記仕様書第43条第7項に定める小規模修繕業務の年間の執行想定額を、その消費税分を含めて控除したものをを用いる。小規模修繕業務については、特記仕様書に基づき提出された業務報告の内容を精査し、実施完了及び支払い等の事実を確認できた範囲において実費を支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 受託者は、この契約上の義務の不履行によって生ずる委託者の損害を補填するため、契約金額の10分の1以上の契約保証金を委託者に納付しなければならない。なお、特記仕様書第43条第7項に定める小規模修繕業務の年間の執行想定額の2か年分を、その消費税分を含めて前項の契約金額から控除できるものとする。

2 前項の契約保証金の納付は、銀行、委託者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証証書による担保の提供をもって代えることができる。

3 受託者が、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結し、その保証証券を委託者に寄託したときは、契約保証金を免除することができる。

4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受託者は、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第7条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部について、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(実地調査等)

第8条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地調査し、又は受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、必要な指示をすることができる。

(監督職員)

第9条 委託者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次の権限を有する。
 - 一 業務を履行させるための受託者に対する指示
 - 二 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受託者の確認の申出若しくは質問に対する承諾若しくは回答、又は受託者との協議
 - 三 業務実施状況の監視及び調査
- 3 委託者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(総括責任者及び副総括責任者)

- 第10条 受託者は、総括責任者及び副総括責任者を定め、書面によりその氏名を委託者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 総括責任者は、この契約に関し、組織の運営及び従業員の指揮監督を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、請求及び受領並びに契約の解除に係わるものを除く。）を行使することができる。
 - 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により委託者に通知しなければならない。
 - 4 副総括責任者は総括責任者を補佐し、総括責任者の職務を代行できる者とする。
 - 5 総括責任者、副総括責任者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、当該業務に専任で配置するものとする。

(従事者の届出)

第11条 受託者は、業務の従事者となるべき者についての名簿及び必要な資格証のコピー等を委託者に提出し、確認を受けなければならない。従事者に変更を生じたときも同様とする。

(従事者の交替)

第12条 委託者は、前条の従事者が業務遂行上不適当と認めたときは、受託者に対し交替を求めることができ、受託者は、この求めに応じなければならない。

(損害賠償)

- 第13条 受託者は、委託業務の履行にあたって、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき事由によるとき、又は天災その他委託者受託者双方の責めに帰すことができない事由によるときは、この限りでない。
- 2 受注者は、委託業務の履行により損害が生じたときに備え、必要な保険を付保するものとする。

(契約不適合責任)

- 第14条 委託者は、受託者が行った修繕に種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状況（以下「不適合」という。）が発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその不適合について履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の規定は、予め委託者が承諾した内容どおりに実施されていることが明らかな場合、もしくは応急的な措置として実施した修繕には適用しない。
- 3 第1項の規定による不適合についての履行の追完請求は、修繕が完了した日から2年以内に行わなければならない。ただし、不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものである場合、もしくは受託者がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(業務報告及び検査)

- 第15条 受託者は、第4条に規定する委託料の支払いに先立ち、一般仕様書に定めるところにより、運転管理状況、機器の点検、整備結果等の報告書（以下「業務報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、受託者から業務報告書（運転日誌を除く。以下この条において同じ。）の提出があったときは、その日から10日以内に業務の履行を確認するための検査を行い、受託者にその結果を通知するものとする。
- 3 受託者は、前項の検査に合格しないときは、ただちに是正を行い、業務報告書を再提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項の状況の是正に要する費用は、受託者の負担とする。

(委託料の支払)

- 第16条 受託者は、前条の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を委託者に提出するものとする。
- 2 委託者は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を受託者に支払わなければならない。

(委託料の変更)

- 第17条 委託者及び受託者は、この契約及び仕様書等に定めた業務の内容の変化に応じて委託料を変更することができるものとする。
- 2 前項の委託料の変更については、委託者及び受託者が協議して行うものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に整わない場合は委託者が定め、受託者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更)

- 第18条 委託者又は受託者は、履行期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国

内における賃金水準又は物価水準の変動により委託費が不適當となったと認めるときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

- 2 前項の場合において、委託費の変更額については、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は委託者が定め、受託者に通知する。
- 3 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同行中「契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく委託費変更の基準とした日」とするものとする。
- 4 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託費が著しく不適當となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定に関わらず、委託料の変更を請求することができる。
- 5 前項の場合において、委託費の変更額については委託者と受託者とが協議して定める。協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は委託者が定め、受託者に通知する。
- 6 第 2 項及び前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第 1 項又は第 4 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務内容の変更等)

- 第 19 条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議のうえ、履行期間若しくは委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を一時中止することができるものとする。
- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、これを賠償しなければならない。この場合、賠償額は、委託者及び受託者が協議して定める。

(臨機の措置)

- 第 20 条 受託者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらねばならない。この場合において、必要があると認められるときは、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聞かなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、受託者は、速やかにその措置の内容を委託者に報告しなければならない。
 - 3 委託者は、災害防止その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、受託者に対し臨機の措置を取るよう請求することができる。この場合において、受託者は速やかにこれに応じなければならない。
 - 4 受託者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を取った場合において、当該措置に要した費用のうち、業務の対価として委託者が第 4 条に基づき支払う委託料に該当しない費用については、委託者及び受託者が協議の上、委託者がこれを負担する。

(談合等不正行為があった場合の損害賠償金等)

- 第 21 条 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は委託者に対し、損害賠償金を支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（こ

これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が第1項の損害賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、遅延利息を委託者に支払わなければならない。

3 受託者は、契約の履行を理由として、第1項の損害賠償金を免れることができない。

4 委託者は、受託者に通知することにより、委託者にこの契約に係る施設の維持管理を委託した真岡市に、第1項及び第2項に定める損害賠償金及び遅延利息の全部又は一部の請求並びに受領にかかる一切の権利を譲渡することができる。

（委託者の契約解除権）

第22条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

三 総括責任者を配置しなかったとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

五 第22条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、特記仕様書第43条第7条に定める小規模修繕業務の年間の執行想定額の2か年分を、その消費税分を含めて前項の業務委託料から控除できるものとする。
- 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 4 委託者は、業務が完了するまでの間は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 5 委託者は、前項の規定により第1項の規定以外の理由でこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第23条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 委託者が委託料の支払を遅延し、相当期間を定めて催促しても支払に応じないとき。
- 二 第18条の規定により契約内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 三 委託者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害賠償を委託者に請求することができる。

（秘密の厳守）

第24条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密をこの契約の履行目的以外のために第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（特許権等の使用）

第25条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第26条 受託者は、受託者が委託者に対して提供した業務に伴う成果物（この契約書及び一般仕様書等に定める業務計画書等、業務報告書その他業務記録及びデータを含む。以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作物（著作権法第21条から第28条まで規定する権利をいう。）を、この契約書及び一般仕様書等に定める当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、その内容を自由に改変することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第 23 条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを無償で利用することができる。

（業務の引継ぎ）

- 第 27 条 受託者は、前の受託者からの的確に引継ぎを受けるとともに、次の受託者に対し、業務が継続してかつ適切に実施されるために必要な引継ぎを行わなければならない。
- 2 前項に定める引継ぎの期間は、次の受託者の履行期間が開始する前日までの 1 か月程度を想定し、詳細は委託者の指示によるものとする。
 - 3 委託者は、受託者に対して随時引継事項の内容の説明を求めることができる。
 - 4 受託者は、必要に応じて引継事項の内容を変更するものとする。
 - 5 第 1 項の引継ぎには、必要に応じて監督職員が立ち合うものとする。

（準拠法及び管轄裁判所）

- 第 28 条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の本社所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約外の事項等）

- 第 29 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、委託者受託者協議して定めるものとする。

（附則）

本契約は、日本下水道事業団の令和 7 年度予算について、日本下水道事業団法第 38 条の規定により国土交通大臣の認可を受け、成立することを条件とする。